

2026年5月22日

各位

会社名 H.U.グループホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 石川 剛生
(コード番号 4544 東証プライム市場)
問合せ先 執行役常務 北村直樹
電話番号 03-6279-0926

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を2026年6月16日開催予定の第76回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- 株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条に定める株主総会の招集権者および議長を、招集権者については、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に、議長については、取締役会においてあらかじめ定めた取締役または執行役に、それぞれ変更するものであります。
- 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第22条に定める取締役会の招集権者および議長を、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役会の決議にもとづき取締役代表執行役社長が 招集し議長となる。取締役代表執行役社長に事故あ るときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い 他の取締役にこれにあたる。 (新 設)	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役に招集す る。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締 役会の定めた順序に従い他の取締役にこれにあた る。</u> 2 株主総会においては、 <u>あらかじめ取締役会において 定めた取締役または執行役が議長となる。当該取締 役または執行役に事故あるときは、あらかじめ取締 役会の定めた順序に従い、他の取締役または執行役 がこれにあたる。</u>
第15条～第21条(条文省略)	第15条～第21条(現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役代表執行役社長が招集し、議長となる。取締 役代表執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取 締役会の定めた順序に従い他の取締役にこれにあた る。 2 前項の招集は、各取締役に対し、会日の3日前まで にその通知を発する。ただし緊急に必要があるとき はこの期間を短縮することができる。	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役に招集 し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、あ らかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役に これにあたる。</u> 2 前項の招集は、各取締役に対し、会日の3日前まで にその通知を発する。ただし緊急に必要があるとき はこの期間を短縮することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月16日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年6月16日（予定）

以 上